

## 青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例案骨子（案）

### 1 趣旨

平成27年4月から実施予定の子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、保育所の認可基準を定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）が改正されました。

市は、今回改正された参酌すべき基準を勘案し、青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例について、所要の改正をしようとするものです。

### 2 条例改正に関する市の考え方

今回の省令の改正は、参酌すべき基準のみとなっており、省令と異なる基準を規定するほどの地域的な特性が認められないことから、省令どおりの基準とします。

ただし、新制度開始に伴い、本市においては、国通知の技術的助言を踏まえ、保育環境の充実を図るという観点から、乳児室の面積について、国が示す基準1.65平方メートル以上をほふく室の面積基準と同等の水準である3.3平方メートル以上に引き上げるものとします。

### 3 概要

項目	条例案の概要		条例への委任の方法
運営に関する基準	児童福祉施設内部の規程	保育所は、施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。 ①施設の目的及び運営の方針 ②提供する保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 ⑤保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 ⑥乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員 ⑦保育所の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪保育所の運営に関する重要事項	参酌すべき基準
	業務の質の評価等	保育所は、自己評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	参酌すべき基準 参酌すべき基準
設備に関する基準	設備の基準	乳児室の面積は、満2歳に満たない乳幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。	独自基準

項目	条例案の概要	条例への委任の方法
	<p>保育室等を 4 階以上に設ける建物は、<u>避難用として、防火設備等がある屋内階段、耐火構造の屋外傾斜路（スロープ）</u> 又は屋外階段を設けなければならない。</p> <p>（下線部が追加）</p>	参酌すべき基準

#### 4 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日予定

## (仮称) 青森市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例案骨子（案）

### 1 趣旨

平成27年4月から実施予定の子ども・子育て支援新制度においては、中核市の区域内に所在する幼保連携型認定こども園の設置について、当該中核市の長が認可をすることになりました。

市は、幼保連携型認定こども園の認可をする際に必要となる「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」について、内閣府・文部科学省・厚生労働省令で定められた従うべき基準又は参酌すべき基準を勘案し、条例で定める必要があることから、その基準を定めるものです。

※ 幼保連携型認定こども園とは、満3歳以上の子どもに対する教育及び保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行うとともに、地域における子育て支援を行う施設で、改正後の認定こども園法により認可を受ける施設をいいます。

### 2 条例制定に関する市の考え方

従うべき基準については、府省令どおりの基準とします。

参酌すべき基準については、府省令と異なる基準を規定するほどの地域的な特殊性が認められないことから、府省令どおりの基準とします。

ただし、新制度開始に伴い、本市においては、国通知の技術的助言を踏まえ、保育環境の充実を図るという観点から、乳児室の面積について、国が示す基準1. 65平方メートル以上をほふく室の面積基準と同等の水準である3. 3平方メートル以上に引き上げるものとします。

また、市との他条例との整合性を勘案し、暴力団排除の規定及び苦情受付の記録に係る規定を独自に設定します。

### 3 概要

項目		条例案の概要	条例への委任の方法
総論	設備運営基準（最低基準）	幼保連携型認定こども園は、設備運営基準（最低基準）を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。	参酌すべき基準
		幼保連携型認定こども園においては、設備運営基準（最低基準）を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。	参酌すべき基準
	一般原則	幼保連携型認定こども園は、園児の人権に配慮するとともに、人格を尊重しなければならない。	参酌すべき基準
		幼保連携型認定こども園は、地域社会との交流及び連携を図り、園児の保護者及び地域社会に対し、運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。	参酌すべき基準
	職員	幼保連携型認定こども園には、施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。	参酌すべき基準
		幼保連携型認定こども園の職員は、常に自己研鑽に励み、施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。	参酌すべき基準
		幼保連携型認定こども園の職員は、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者であってはならない。	独自基準

項目	条例案の概要	条例への委任の方法
他の学校又は社会福祉施設の設備及び職員を兼ねるときの設備及び職員の基準	<p>幼保連携型認定こども園は、職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>幼保連携型認定こども園は、必要とする場合は、設備及び職員の一部を他の学校又は社会福祉施設の設備及び職員に兼ねさせることができる。</p> <p>ただし、設備については乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室若しくは便所又は職員については園児の保育に直接従事する場合を除く。</p>	参酌すべき基準
園児を平等に取り扱う原則	幼保連携型認定こども園においては、園児の国籍、信条等によって、差別的取扱いをしてはならない。	従るべき基準
虐待等の禁止	幼保連携型認定こども園の職員は、園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	従るべき基準
懲戒に係る権限の濫用禁止	幼保連携型認定こども園の園長は、園児に対する懲戒に関しその権限を濫用してはならない。	従るべき基準
食事	幼保連携型認定こども園は、保育を必要とする園児に対し、自園調理による食事を提供しなければならない(保育所基準による要件を満たす場合は外部搬入もできる。)。	従るべき基準
	幼保連携型認定こども園は、園児に食事を提供するときは、栄養並びに園児の身体的状況及び嗜好を考慮したもの等となるよう努めなければならない。	従るべき基準
	調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。	従るべき基準
	幼保連携型認定こども園は、園児の食育の推進に努めなければならない。	従るべき基準
秘密保持等	幼保連携型認定こども園の職員等は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児等の秘密を漏らしてはならない。	従るべき基準
	幼保連携型認定こども園は、職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た園児等の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	従るべき基準
苦情への対応等	幼保連携型認定こども園は、苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じなければならない。	参酌すべき基準
	幼保連携型認定こども園は、苦情を受け付けた場合は、その内容を記録しなければならない。	独自基準
	幼保連携型認定こども園は、市から指導又は助言等を受けたときは、必要な改善を行うよう努めなければならない。	参酌すべき基準
	幼保連携型認定こども園は、運営適正化委員会が行う調査に協力するよう努めなければならない。	参酌すべき基準
学級の編制に関する基準	満3歳以上の園児について、学級を編制するものとする。	従るべき基準
	1学級の園児数は、35人以下を原則とする。	従るべき基準

項目		条例案の概要	条例への委任の方法
		学級は、学年の初めの日の前日において同年齢の園児で編制することを原則とする。	従うべき基準
職員に関する基準	職員の数等	幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の保育教諭等を1人以上置かなければならない。	従うべき基準
		保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は専任の助保育教諭若しくは講師が限定期に代替することができる。	従うべき基準
		教育及び保育に直接従事する職員の数は、次のとおりとする。 ただし、常時2人以上置かなければならない。 ① 満4歳以上の園児おおむね30人につき1人 ② 満3歳以上満4歳未満の園児おおむね20人につき1人 ③ 満1歳以上満3歳未満の園児おおむね6人につき1人 ④ 満1歳未満の園児おおむね3人につき1人	従うべき基準
		幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならぬ(調理業務の全部を委託する場合は不要。)。	従うべき基準
		幼保連携型認定こども園には、次の職員を置くよう努めなければならない。 ① 副園長又は教頭 ② 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭 ③ 事務職員	従うべき基準
		幼保連携型認定こども園の位置は、その運営上適切で、通園の際安全な環境に定めなければならない。	従うべき基準
		幼保連携型認定こども園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならぬ。	従うべき基準
設備に関する基準	一般的基準	幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。	従うべき基準
		園舎は、2階建以下を原則とする(特別の事情により、3階建以上も可とする。)。	従うべき基準
		保育室等は1階に設置するものとする(園舎が耐火建築物であること等の一定の基準を満たす場合は2階・3階以上(原則満3歳未満の園児に係るものに限る。)も可とする。)。	従うべき基準
		園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接地への設置を原則とする。	従うべき基準
		園舎の面積は、幼稚園基準と保育所基準(満3歳未満の園児に係る部分に限る。)を合算した面積以上とする。	従うべき基準
		園庭の面積は、満3歳以上の園児に係る幼稚園基準と保育所基準のいずれか大きい方の面積と満2歳の園児に係る保育所基準による面積を合算した面積以上とする。	従うべき基準

項目	条例案の概要	条例への委任の方法
園舎に備えるべき設備	<p>園舎には、次の設備を備えなければならない（特別の事情により、保育室と遊戯室、職員室と保健室は、兼用を可とする。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 職員室</li> <li>② 乳児室又はほふく室 (満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合)</li> <li>③ 保育室</li> <li>④ 遊戯室</li> <li>⑤ 保健室</li> <li>⑥ 調理室</li> <li>⑦ 便所</li> <li>⑧ 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備</li> </ul> <p>満3歳以上の園児に係る保育室の数は、学級数以上備えなければならない。</p> <p>食事提供方法を外部搬入とする場合で加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるとき、自園調理による食事提供対象園児数が20人未満の場合で必要な調理設備を備えるときは、調理室を備えないことができる。</p> <p>飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。</p> <p>各居室（ほふく室、保育室又は遊戯室）の面積は、保育所基準による面積以上とする。</p> <p>乳児室の面積は、満2歳に満たない乳幼児1人につき3.3平方メートル以上とする。</p> <p>園舎には、次の設備を備えるよう努めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 放送聴取設備</li> <li>② 映写設備</li> <li>③ 水遊び場</li> <li>④ 園児清浄用設備</li> <li>⑤ 図書室</li> <li>⑥ 会議室</li> </ul>	従うべき基準
園具及び教具	幼保連携型認定こども園には、園具及び教具を備えなければならない。	参酌すべき基準
運営に関する基準	教育及び保育を行う期間及び時間	幼保連携型認定こども園における教育週数は39週以上とし、教育時間は1日につき4時間とする。
	子育て支援事業の内容	幼保連携型認定こども園における保育を必要とする園児に対する教育及び保育の時間は1日につき8時間を原則とする。
	掲示	保護者に対する子育ての支援は、地域における教育及び保育に対する需要に照らし必要と認められるものを、適切に提供し得る体制の下で行うものとする。
		幼保連携型認定こども園は、公衆の見やすい場所に、幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。

項目		条例案の概要	条例への委任の方法
	履修が困難な教科の指導	園児が心身の状況によって履修することが困難な各教科は、その園児の心身の状況に適合するように課さなければならない。	従うべき基準
	保護者との連絡	園長は、常に保護者と密接な連絡をとり、教育及び保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	参酌すべき基準
経過措置等	みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置	みなし幼保連携型認定こども園（設置の認可があったものとみなされた幼保連携型認定こども園）の職員配置については平成27年4月1日（予定）から5年間、設備については当分の間、従前の例によることができる。	従うべき基準
	幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例	平成27年4月1日（予定）から起算して5年間は、幼保連携型認定こども園の副園長・教頭の教諭免許状及び保育士資格については、いずれかを有していれば足りる。	従うべき基準
	幼保連携型認定こども園の設置に係る特例	既存の幼稚園又は保育所から幼保連携型認定こども園に移行する場合における園舎・保育室等・園庭の面積、保育室等を2階以上に設ける場合の待避設備等の要件及び代替地の活用（園庭設置）に関する特例を定める。	従うべき基準

#### 4 施行期日

平成27年4月1日予定

## (仮称) 青森市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案骨子（案）

### 1 趣旨

平成27年4月から実施予定の子ども・子育て支援新制度においては、従来の認可保育所（利用定員20名以上）の枠組みに加え、小規模保育事業（6名～19名）、家庭的保育事業（5名以下）、保育が必要な者の家庭で保育を行う居宅訪問型保育事業、事業所内保育所を自社労働者の子どもに限らず地域の子どもに開放した場合の4つの類型につき、新たに市が認可することとなりました。

市は、家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業）の認可をする際に必要となる「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」について、厚生労働省令で定められた従うべき基準又は参酌すべき基準を勘案し、条例で定める必要があることから、その基準を定めるものです。

### 2 条例制定に関する市の考え方

従うべき基準については、省令どおりの基準とします。

参酌すべき基準については、省令と異なる基準を規定するほどの地域的な特殊性が認められないことから、厚生労働省令どおりの基準とします。

ただし、新制度開始に伴い、本市においては、定員20名以上の保育所型事業所内保育事業の乳児室の面積について、国が示す基準1.65平方メートル以上をほふく室の面積基準と同等の水準である3.3平方メートル以上に引き上げるものとします。

また、市との他条例との整合性を勘案し、暴力団員排除の規定と苦情を受け付けた時の記録に関する基準について独自に設定します。

### 3 概要

項目	条例案の概要		条例への委任の方法
家庭的保育事業等に共通の事項	最低基準	家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。	参酌すべき基準
		家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。	参酌すべき基準
	一般原則	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に配慮するとともに、人格を尊重しなければならない。	参酌すべき基準
		家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。	参酌すべき基準
		家庭的保育事業者等は、保育の質の自己評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	参酌すべき基準
		家庭的保育事業者等は、定期的な外部評価を受け、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	参酌すべき基準

項目	条例案の概要	条例への委任の方法
	<p>家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。)には、事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。)の構造設備(採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止)は、十分な考慮を払って設けられなければならない。</p>	参酌すべき基準
保育所等との連携	家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。)は利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、連携協力をを行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならない。	従うべき基準
家庭的保育事業者等と非常災害	<p>家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。)は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備の設置、非常災害に対する具体的計画の策定、訓練の実施等に努めなければならない。</p> <p>避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、行わなければならぬ。</p>	参酌すべき基準
職員	<p>家庭的保育事業等の職員は、常に自己研鑽に励み、事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>家庭的保育事業者等は、職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p> <p>家庭的保育事業等の職員は、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者であつてはならない。</p>	参酌すべき基準
他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準	家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねさせることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員を除く。	ただし書のみ 従うべき基準
利用乳幼児を平等に取り扱う原則	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条等によって、差別的取扱いをしてはならない。	従うべき基準
虐待等の禁止	家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	従うべき基準

項目	条例案の概要	条例への委任の方法
懲戒に係る権限の濫用禁止	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対する懲戒に関しその権限を濫用してはならない。	従うべき基準
衛生管理等	家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。）は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水についての衛生管理等に努めなければならない。  家庭的保育事業者等は、その事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）において感染症又は食中毒の発生や、まん延の防止に努めなければならない。	参酌すべき基準
	家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）には、必要な医薬品その他の医療品を備え、管理を適正に行わなければならない。	参酌すべき基準
	居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。	参酌すべき基準
	居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。	参酌すべき基準
食事	家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。）は、利用乳幼児に対し、その事業所内で調理する方法による食事を提供しなければならない（一定の要件を満たす場合は外部搬入もできる。）。	従うべき基準
	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したもの等となるよう努めなければならない。	従うべき基準
	調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。	従うべき基準
	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の食育の推進に努めなければならない。	従うべき基準
食事の提供の特例	家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。）は、食事の提供について、連携施設や同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、医療機関等からの搬入を行うことも可能とする。	従うべき基準
利用乳幼児及び職員の健康診断	家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。）は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。	参酌すべき基準

項目	条例案の概要	条例への委任の方法
	<p>家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。）は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場において、家庭的保育事業所等は、利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</p>	参酌すべき基準
	<p>家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）の利用乳幼児の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ当該乳幼児についての家庭的保育事業による保育を停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。）に勧告しなければならない。</p>	参酌すべき基準
	<p>家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。（健康診断及び検便の実施等）</p>	参酌すべき基準
家庭的保育事業所等内部の規程	<p>家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 事業の目的及び運営の方針</li> <li>② 提供する保育の内容</li> <li>③ 職員の職種、員数及び職務の内容</li> <li>④ 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日</li> <li>⑤ 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額</li> <li>⑥ 乳児、幼児の区分ごとの利用定員</li> <li>⑦ 家庭的保育事業等の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項</li> <li>⑧ 緊急時等における対応方法</li> <li>⑨ 非常災害対策</li> <li>⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>⑪ その他家庭的保育事業等の運営に関する重要な事項</li> </ol>	参酌すべき基準
家庭的保育事業所等に備える帳簿	家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならぬ。	参酌すべき基準
秘密保持等	<p>家庭的保育事業者等の職員等は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児等の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>家族的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用乳幼児等の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>従うべき基準</p> <p>従うべき基準</p>

項目	条例案の概要		条例への委任の方法
家庭的保育事業	苦情への対応	家庭的保育事業者等は、苦情に迅速かつ適切に対応するため窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	参酌すべき基準
		家庭的保育事業者等は、苦情を受け付けた場合は、その内容等を記録しなければならない。	独自基準
		家庭的保育事業者等は、市から指導又は助言を受けたときは、必要な改善を行うよう努めなければならない。	参酌すべき基準
	保育時間	家庭的保育事業等における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業等を行う者が定める。	参酌すべき基準
	保育の内容	家庭的保育事業者等は、保育指針に準じ、家庭的保育事業等の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	従うべき基準
	保護者との連絡	家庭的保育事業者等は、常に保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	参酌すべき基準
家庭的保育事業	設備の基準	家庭的保育事業は家庭的保育者の居宅その他の場所であって、次の要件を満たす場所で実施するものとする。 ・保育を行う専用の部屋（9.9平方メートル以上（保育する乳幼児が3人を超える場合には1人につき3.3平方メートルを加えた面積））を設けること。 ・乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。 ・衛生的な調理設備及び便所を設けること。 ・同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上。代替地も可）があること。 ・火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的に実施すること。	参酌すべき基準 参酌すべき基準 参酌すべき基準 調理設備のみ 従うべき基準 参酌すべき基準 参酌すべき基準
	職員	家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する場合、搬入施設から食事を搬入する場合、調理員を置かないことができる。 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者とする。 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。	従うべき基準 従うべき基準 従うべき基準

項目	条例案の概要		条例への委任の方法
小規模保育事業（小規模型事業所内保育事業を含む）の設備	設備の基準	乳児又は満2歳に満たない幼児を利用する場合は、乳児室又はほふく室（1人につき3.3平方メートル以上であること。）、調理設備及び便所を設けること。（小規模保育事業所A型、B型、C型、小規模型事業所内保育事業所）	調理設備のみ従うべき基準
		乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。（小規模保育事業所A型、B型、C型、小規模型事業所内保育事業所）	参酌すべき基準
		満2歳以上の幼児を利用する場合は、保育室又は遊戯室（1人につき1.98平方メートル以上であること。）、屋外遊技場（代替地含む。1人につき3.3平方メートル以上であること。）、調理設備及び便所を設けること。（小規模保育事業所A型、B型、小規模型事業所内保育事業所）	調理設備のみ従うべき基準
		満2歳以上の幼児を利用する場合は、保育室又は遊戯室（1人につき3.3平方メートル以上であること。）、屋外遊技場（代替地含む。1人につき3.3平方メートル以上であること。）、調理設備及び便所を設けること。（小規模保育事業所C型）	調理設備のみ従うべき基準
		保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。（小規模保育事業所A型、B型、C型、小規模型事業所内保育事業所）	参酌すべき基準
		保育室等を2階以上に設ける場合の建物は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であることのほか、所定の防火設備などが備わっているものとする。（小規模保育事業所A型、B型、C型、小規模型事業所内保育事業所）	参酌すべき基準
小規模保育事業所の職員	小規模保育事業所A型	小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあっては、調理員を置かないことができる。	従うべき基準
		小規模保育事業所A型については、保育士の数は、次の区分に応じ、それぞれに定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 ① 乳児おおむね3人につき1人 ② 満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人 ③ 満3歳以上満4歳に満たない児童おおむね20人につき1人 ④ 満4歳以上の児童おおむね30人につき1人	従うべき基準
		保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育所A型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	従うべき基準

項目		条例案の概要	条例への委任の方法
小規模保育事業所B型	小規模保育事業所B型	<p>小規模保育事業所B型には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあっては、調理員を置かないことができる。</p>	従うべき基準
		<p>小規模保育事業所B型の保育従事者の数は、次の区分に応じ、それぞれに定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 乳児おおむね3人につき1人</li> <li>② 満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人</li> <li>③ 満3歳以上満4歳に満たない児童おおむね20人につき1人</li> <li>④ 満4歳以上の児童おおむね30人につき1人</li> </ul>	従うべき基準
		保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育所B型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	従うべき基準
	小規模保育事業所C型	<p>小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあっては、調理員を置かないことができる。</p>	従うべき基準
小規模保育事業所C型	利用定員	小規模保育事業所C型はその利用定員を6人以上10人以下とする。	従うべき基準
	居宅訪問型保育事業	<p>居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育</li> <li>② 子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育</li> <li>③ 児童福祉法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育</li> <li>④ 母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要な程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育</li> </ul>	従うべき基準

項目	条例案の概要		条例への委任の方法																										
	設備及び備品	居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	参酌すべき基準																										
	職員	居宅訪問型保育事業は、家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は1人とする。	従うべき基準																										
	居宅訪問型連携施設	居宅訪問型保育事業者は、保育を行う乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設を適切に確保しなければならない。	従うべき基準																										
事業所内保育事業	利用定員の設定	<p>事業所内保育事業者は、従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子ども（地域の子ども）に保育を提供しなければならない。その際、下記のとおり、利用定員の区分に応じ、地域の子どもの数以上の定員枠を設けなくてはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用定員数</th> <th>地域の子どもの数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1～5人</td><td>1人</td></tr> <tr><td>6人～7人</td><td>2人</td></tr> <tr><td>8人～10人</td><td>3人</td></tr> <tr><td>11人～15人</td><td>4人</td></tr> <tr><td>16人～20人</td><td>5人</td></tr> <tr><td>21人～25人</td><td>6人</td></tr> <tr><td>26人～30人</td><td>7人</td></tr> <tr><td>31人～40人</td><td>10人</td></tr> <tr><td>41人～50人</td><td>12人</td></tr> <tr><td>51人～60人</td><td>15人</td></tr> <tr><td>61人～70人</td><td>20人</td></tr> <tr><td>71人以上</td><td>20人</td></tr> </tbody> </table>	利用定員数	地域の子どもの数	1～5人	1人	6人～7人	2人	8人～10人	3人	11人～15人	4人	16人～20人	5人	21人～25人	6人	26人～30人	7人	31人～40人	10人	41人～50人	12人	51人～60人	15人	61人～70人	20人	71人以上	20人	参酌すべき基準
利用定員数	地域の子どもの数																												
1～5人	1人																												
6人～7人	2人																												
8人～10人	3人																												
11人～15人	4人																												
16人～20人	5人																												
21人～25人	6人																												
26人～30人	7人																												
31人～40人	10人																												
41人～50人	12人																												
51人～60人	15人																												
61人～70人	20人																												
71人以上	20人																												
事業所内保育事業（保育所型事業所内保育事業所）	設備の基準	<p>乳児又は満2歳に満たない幼児を利用する保育所型事業所内保育事業所（利用定員20名以上）には、乳児室又はほふく室（1人につき3.3平方メートル以上であること。）、医務室、調理室（保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。）及び便所を設けること。</p> <p>乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。</p>	調理設備のみ 従うべき基準 独自基準 参酌すべき基準																										
		満2歳以上の幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室（1人につき1.98平方メートル以上であること。）、屋外遊戯場（代替地含む。1人につき3.3平方メートル以上であること。）、調理室（保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。）及び便所を設けること。	調理設備のみ 従うべき基準																										

項目	条例案の概要		条例への委任の方法	
	<p>保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>保育室等を2階以上に設ける場合の建物は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であることのほか、所定の防火設備などが備わっているものとする。</p>		参酌すべき基準 参酌すべき基準	
職員	<p>保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>保育士の数は、次の区分に応じ、それぞれに定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはできない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 乳児おおむね3人につき1人</li> <li>② 満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人</li> <li>③ 満3歳以上満4歳に満たない児童おおむね20人につき1人</li> <li>④ 満4歳以上の児童おおむね30人につき1人</li> </ul> <p>保育士の数の算定に当たっては、保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>		従うべき基準 従うべき基準 従うべき基準	
連携施設に関する特例	保育所型事業所内保育事業を行う者にあっては、連携施設を確保しないことができる。		従うべき基準	
事業所内保育事業（小規模型事業所内保育事業所）	職員	<p>小規模型事業所内保育事業所（利用定員19人以下）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあった場合、調理員を置かないことができる。</p> <p>小規模型事業所内保育事業の保育従事者の数は、次の区分に応じ、それぞれに定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 乳児おおむね3人につき1人</li> <li>② 満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人</li> <li>③ 満3歳以上満4歳に満たない児童おおむね20人につき1人</li> <li>④ 満4歳以上の児童おおむね30人につき1人</li> </ul> <p>保育士の数の算定に当たっては、小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>		従うべき基準 従うべき基準 従うべき基準
	食事の提供に関する経過措置	現在、自園で調理を行っていない場合については、平成27年4月1日（予定）から起算して5年を経過する日までの間は経過措置として、食事の提供や調理員の配置の基準について適用しないことができる。	従うべき基準	

項目	条例案の概要		条例への委任の方法
	連携施設に関する経過措置	家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合には、平成27年4月1日（予定）から起算して5年を経過するまでの間、確保しないことができる。	従うべき基準
	小規模保育事業B型に関する経過措置	市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した家庭的保育者又は家庭的補助者は、平成27年4月1日（予定）から起算して5年を経過するまでの間、小規模保育事業B型及び小規模型事業所内保育事業の保育従事者とみなすことができる。	従うべき基準
	利用定員に関する経過措置	小規模保育事業C型にあっては、平成27年4月1日（予定）から起算して5年を経過する日までの間、利用定員を6人以上15人以下とすることができる。	従うべき基準

#### 4 施行期日

平成27年4月1日予定

**(仮称) 青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める  
条例案骨子（案）**

### 1 趣旨

平成27年4月から実施予定の子ども・子育て支援新制度においては、子どもが教育・保育を受けた場合、市の確認を受けた特定教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）や特定地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）に対して、市が施設型給付費や地域型保育給付費を支払うこととされています。

特定教育・保育施設の設置者や特定地域型保育事業者については、内閣府令で定められた従うべき基準又は参酌すべき基準を勘案し、市が条例で定める「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」を満たす必要がありますことから、その基準を定めるものです。

### 2 条例制定に関する市の考え方

従うべき基準については、府令どおりの基準とします。

参酌すべき基準については、府令と異なる基準を規定するほどの地域的な特殊性が認められないことから、府令どおりの基準とします。

### 3 概要

項目		条例案の概要	条例への委任の方法
総則	1 一般原則	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。	参酌すべき基準
		特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前の子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前の子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。	参酌すべき基準
		特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	参酌すべき基準
		特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前の子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。	参酌すべき基準

項目	条例案の概要		条例への委任の方法
特定教育・保育施設の利用定員に関する基準	2 利用定員	<p>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項の確認を受ける認定こども園、保育所については、利用定員を20名以上とする。</p> <p>認定こども園、保育所の利用定員は、次に掲げる施設の区分に応じ、法第19条第1項第1号から第3号までの認定の区分（下記※参照）（ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前の子どもの区分にあっては、満1歳に満たない子ども及び満1歳以上の子どもに区分する。）ごとに利用定員を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 認定こども園 1号認定から3号認定までの各子どもの区分</li> <li>② 幼稚園 1号認定の子どもの区分</li> <li>③ 保育所 2号認定及び3号認定の子どもの区分</li> </ul> <p>※認定の区分</p> <p>1号認定 保育を必要としない満3歳以上の小学校就学前の子ども</p> <p>2号認定 保育を必要とする満3歳以上の小学校就学前の子ども</p> <p>3号認定 保育を必要とする満3歳未満の小学校就学前の子ども</p>	従うべき基準
特定教育・保育施設の運営に関する基準	3 内容及び手続の説明及び同意	<p>特定教育・保育施設は、利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、特定教育・保育の提供の開始についての同意を得なければならない。</p> <p>特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。（特定地域型保育事業についても同様）</p> <p>電磁的方法は、利用申込者が印刷可能なものでなければならぬ。（特定地域型保育事業についても同様）</p> <p>電子情報処理組織とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。（特定地域型保育事業についても同様）</p> <p>特定教育・保育施設は、運営規程の概要等の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、電磁的方法の種類及び電子ファイルへの記録の方式を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。（特定地域型保育事業についても同様）</p>	<p>従うべき基準</p> <p>参酌すべき基準</p> <p>参酌すべき基準</p> <p>参酌すべき基準</p>

項目	条例案の概要	条例への委任の方法
	利用申込者から承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び電磁的方法による提供を承諾をした場合は、この限りでない。（特定地域型保育事業についても同様）	参酌すべき基準
4 利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等	<p>(1) 特定教育・保育施設は、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有する保護者（以下「支給認定保護者」という。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設（幼稚園又は認定こども園）は、利用申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる子どもの数及び現に利用している1号認定子どもの総数が法第19条第1項第1号に掲げる認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p> <p>(3) 特定教育・保育施設（保育所又は認定こども園）は、利用申込みに係る2号又は3号認定子どもの数及び現に利用している2号又は3号認定子どもの総数が、2号又は3号認定の利用定員の総数を超える場合においては保育の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>(4) 特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。</p> <p>(5) 特定教育・保育施設は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じなければならない。</p>	従うべき基準 従うべき基準 従うべき基準 従うべき基準 参酌すべき基準
5 あっせん、調整及び要請に対する協力	<p>(1) 特定教育・保育施設は、当該施設の利用について法第42条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、協力するよう努めなければならない。</p> <p>(2) 保育所又は認定こども園は、当該施設の利用について児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項（附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、協力するよう努めなければならない。</p>	従うべき基準 従うべき基準

項目	条例案の概要		条例への委任の方法
6 受給資格等の確認	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、小学校就学前の子どもの区分、保育必要量などの事項を記載した支給認定証により支給認定の有無、有効期間等を確かめることとする。(特定地域型保育事業についても同様)		参酌すべき基準
7 支給認定の申請に係る援助	特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。(特定地域型保育事業についても同様) 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。(特定地域型保育事業についても同様)		参酌すべき基準
8 心身の状況等の把握	特定教育・保育施設は、子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めなければならない。		参酌すべき基準
9 小学校等との連携	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際して、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、密接な連携に努めなければならない。(特定地域型保育事業についても同様)		参酌すべき基準
10 教育・保育の提供の記録	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たり、提供日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない。(特定地域型保育事業についても同様)		参酌すべき基準
11 利用者負担額等の受領	特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額の支払を受けるものとする。 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるもの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。		従うべき基準

項目	条例案の概要	条例への委任の方法
	<p>特定教育・保育施設は、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 日用品、文房具等の購入に要する費用</li> <li>② 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用</li> <li>③ 食事の提供に要する費用</li> <li>④ 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用</li> <li>⑤ ①から④までに掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</li> </ul> <p>特定教育・保育施設は、費用の額の支払を受けた場合は、領収証を交付しなければならない。</p>	従うべき基準
	<p>特定教育・保育施設は、金銭の支払を求める際には、あらかじめ金銭の支払を求める理由について、支給認定保護者に説明を行い、同意を得なければならない。ただし、次に掲げる費用の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 日用品、文房具等の購入に要する費用</li> <li>② 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用</li> <li>③ 食事の提供に要する費用</li> <li>④ 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用</li> <li>⑤ ①から④までに掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</li> </ul>	従うべき基準
1.2 施設型給付費等の額に係る通知等	<p>特定教育・保育施設は、市から法定代理受領により特定教育・保育に係る給付費（1号認定子どもが保育所から受ける保育又は2号認定子どもが幼稚園から受ける教育に係る給付費を含む。）の支給を受けた場合は、保護者に対し、当該保護者に係る給付費の額を通知しなければならない。（特定地域型保育事業についても同様）</p> <p>特定教育・保育施設は、市から法定代理受領を受けず支給認定保護者から特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付しなければならない。（特定地域型保育事業についても同様）</p>	参酌すべき基準
		参酌すべき基準

項目	条例案の概要		条例への委任の方法
1 3 特定教育・保育の取扱方針	<p>特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ定めるものに基づき、子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>① 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園教育・保育要領</p> <p>② 認定こども園（①を除く。） 幼稚園教育要領及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針（このほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。）</p> <p>③ 幼稚園 幼稚園教育要領</p> <p>④ 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針</p>	従うべき基準	
1 4 特定教育・保育に関する評価等	特定教育・保育施設は、提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	参酌すべき基準	
	特定教育・保育施設は、定期的に保護者その他の関係者による評価又は外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない。	参酌すべき基準	
1 5 相談及び援助	特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応ずるとともに、必要な助言等を行わなければならない。（特定地域型保育事業についても同様）	参酌すべき基準	
1 6 緊急時等の対応	特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに子どもの体調の急変が生じた場合等には、速やかに当該子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。（特定地域型保育事業についても同様）	参酌すべき基準	
1 7 支給認定保護者に関する市への通知	特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正の行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見をしてその旨を市に通知しなければならない。（特定地域型保育事業についても同様）	参酌すべき基準	

項目	条例案の概要	条例への委任の方法
18 運営規程	<p>特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 施設の目的及び運営の方針</li> <li>② 提供する特定教育・保育の内容</li> <li>③ 職員の職種、員数及び職務の内容</li> <li>④ 特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日</li> <li>⑤ 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額</li> <li>⑥ 認定区分ごとの利用定員</li> <li>⑦ 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項</li> <li>⑧ 緊急時等における対応方法</li> <li>⑨ 非常災害対策</li> <li>⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>⑪ その他重要事項</li> </ul>	参酌すべき基準
19 勤務体制の確保等	<p>特定教育・保育施設は、適切な特定教育・保育を提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。</p> <p>特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	参酌すべき基準 参酌すべき基準 参酌すべき基準
20 定員の遵守	特定教育・保育施設は、やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。	参酌すべき基準
21 揭示	特定教育・保育施設は、当該特定・教育保育施設の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要な事項を揭示しなければならない。（特定地域型保育事業についても同様）	参酌すべき基準
22 支給認定子どもを平等に取り扱う原則	特定教育・保育施設においては、子どもの国籍等によって、差別的取扱いをしてはならない。（特定地域型保育事業についても同様）	従うべき基準
23 虐待等の禁止	特定教育・保育施設の職員は、子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。（特定地域型保育事業についても同様）	従うべき基準
24 懲戒に係る権限の濫用禁止	特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。）の管理者は、子どもに対する懲戒に関しその権限を濫用してはならない。（特定地域型保育事業についても同様）	従うべき基準

項目		条例案の概要	条例への委任の方法
25 秘密保持等	特定教育・保育施設の職員及び管理者等は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども等の秘密を漏らしてはならない。(特定地域型保育事業についても同様)	従うべき基準	
	特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た子ども等の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。(特定地域型保育事業についても同様)	従うべき基準	
	特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。(特定地域型保育事業についても同様)	従うべき基準	
26 情報の提供等	特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。(特定地域型保育事業についても同様)	参酌すべき基準	
	特定教育・保育施設は、広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。(特定地域型保育事業についても同様)	参酌すべき基準	
27 利益供与等の禁止	特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。(特定地域型保育事業についても同様)	参酌すべき基準	
	特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前の子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。(特定地域型保育事業についても同様)	参酌すべき基準	
28 苦情解決	特定教育・保育施設は、苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じなければならない。(特定地域型保育事業についても同様)	参酌すべき基準	
	特定教育・保育施設は、苦情を受け付けた場合は、その内容等を記録しなければならない。(特定地域型保育事業についても同様)	参酌すべき基準	
	特定教育・保育施設は、提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。(特定地域型保育事業についても同様)	参酌すべき基準	
	特定教育・保育施設は、提供した教育・保育に関し、市が行う報告又は当該市の職員からの質問等に応じ、又は苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うよう努めなければならない。(特定地域型保育事業についても同様)	参酌すべき基準	

項目	条例案の概要		条例への委任の方法
	特定教育・保育施設は、市からの求めがあった場合には、改善の内容を市に報告しなければならない。(特定地域型保育事業についても同様)。		参酌すべき基準
29 地域との連携等	特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めなければならない。(特定地域型保育事業についても同様)		参酌すべき基準
30 事故発生の防止及び発生時の対応	<p>特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次のような措置を講じなければならない。</p> <p>① 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p> <p>② 事故が発生した場合、それに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告、分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること。</p> <p>③ 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。(特定地域型保育事業についても同様)</p> <p>特定教育・保育施設は、子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、子どもの家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。(特定地域型保育事業についても同様)</p> <p>特定教育・保育施設は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。(特定地域型保育事業についても同様)</p> <p>特定教育・保育施設は、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。(特定地域型保育事業についても同様)</p>		従うべき基準
31 会計の区分	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計を他の事業の会計と区分しなければならない。(特定地域型保育事業についても同様)		参酌すべき基準
32 記録の整備	<p>特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>① 特定教育・保育の提供に当たっての計画</p> <p>② 特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録</p> <p>③ 市町村への通知に係る記録</p> <p>④ 苦情の内容等の記録</p> <p>⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>		参酌すべき基準
特例施設型給付費に関する基準	33 特別利用保育の基準	保育所が特別利用保育を提供する際には、青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(第2章及び第3章を除く。)を遵守しなければならない。	従うべき基準

項目	条例案の概要		条例への委任の方法
特定地域型保育事業の利用定員に関する基準		保育所が特別利用保育を提供する際には、特別利用保育に係る子どもと法第19条第1項第2号に掲げる利用中の子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。	従うべき基準
		保育所が、特別利用保育（1号認定子どもが保育所から受ける保育）を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、項目2から項目32までの基準（項目4（3）及び項目5（2）を除く。）を適用する。	従うべき基準
	3 4 特別利用教育の基準	幼稚園が特別利用教育を提供する際には、学校教育法第3条に規定する学校の設備、編成その他に関する設置基準を遵守しなければならない。	従うべき基準
		幼稚園が特別利用教育を提供する際には、特別利用教育に係る子どもと法第19条第1項第1号に掲げる利用中の子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。	従うべき基準
		幼稚園が、特別利用教育（2号認定子どもが幼稚園から受ける教育）を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、項目2から項目32までの基準（項目4（3）及び項目5（2）を除く。）を適用する。	従うべき基準
	3 5 利用定員	特定地域型保育事業の利用定員については次のとおりとする。 ① 家庭的保育事業 1人以上5人以下 ② 小規模保育事業A型及びB型 6人以上19人以下 ③ 小規模保育事業C型 6人以上10人以下 ④ 居宅訪問型保育事業 1人	従うべき基準
		上記定員は、事業所ごとに満1歳に満たない子ども及び満1歳以上の子どもに区分して利用定員を定めるものとする。	従うべき基準
	3 6 内容及び手続の説明及び同意	特定地域型保育事業者は、利用申込者に対し、運営規程の概要、連携施設の種類、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始についての同意を得なければならない。	従うべき基準
	3 7 正当な理由のない提供拒否の禁止等	(1) 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者からの利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。	従うべき基準
		(2) 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る子どもと利用中の子どもの総数が、利用定員の総数を超える場合においては保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	従うべき基準
		(3) 特定地域型保育事業者は、選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。	従うべき基準
		(4) 特定地域型保育事業者は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じなければならない。	参酌すべき基準

項目	条例案の概要	条例への委任の方法
3 8 あっせん、調整及び要請に対する協力	<p>(1) 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、協力するよう努めなければならない。</p> <p>(2) 特定地域型保育事業者は、3号認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)により市が行う調整及び要請に対し、協力するよう努めなければならない。</p>	従うべき基準
3 9 心身の状況の把握	特定地域型保育事業者は、子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めなければならない。	参酌すべき基準
4 0 特定教育・保育施設等との連携	<p>特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。)は、次に掲げる連携協力をを行う特定教育・保育施設を適切に確保しなければならない。(利用定員が20人以上の事業所内保育事業を行う者は①②を除く。)</p> <p>①特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>②必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。)を提供すること。</p> <p>③当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども(事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあっては、その他の小学校就学前の子どもに限る。以下③において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>居宅訪問型事業を行うものは、乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、あらかじめ連携する障害児入所施設その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。</p>	従うべき基準
	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設等との密接な連携に努めなければならない。	参酌すべき基準
4 1 利用者負担額等の受領	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育事業に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。	従うべき基準

項目	条例案の概要	条例への委任の方法
	<p>特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額の支払を受けるものとする。</p> <p>特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるもの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>特定地域型保育事業者は、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 日用品、文房具等の購入に要する費用</li> <li>② 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用</li> <li>③ 特定地域型保育事業を行う事業所に通う際に提供される便宜に要する費用</li> <li>④ ①から③までに掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</li> </ul> <p>特定地域型保育事業者は、費用の支払を受けた場合は、領収証を交付しなければならない。</p> <p>特定地域型保育事業者は、金銭の支払を求める際には、あらかじめ金銭の支払を求める理由について、保護者に説明を行い、同意を得なければならない。ただし、次に掲げる費用の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 日用品、文房具等の購入に要する費用</li> <li>② 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用</li> <li>③ 特定地域型保育事業を行う事業所に通う際に提供される便宜に要する費用</li> <li>④ ①から③までに掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</li> </ul>	従うべき基準
4.2 特定地域型保育の取扱方針	特定地域型保育事業者は、保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意し、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。	従うべき基準
4.3 特定地域型保育に関する評価等	特定地域型保育事業者は、質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない。	参酌すべき基準

項目	条例案の概要		条例への委任の方法
4 4 運営規程	<p>特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業の目的及び運営の方針</li> <li>② 提供する特定地域型保育の内容</li> <li>③ 職員の職種、員数及び職務の内容</li> <li>④ 特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日</li> <li>⑤ 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額</li> <li>⑥ 利用定員</li> <li>⑦ 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項</li> <li>⑧ 緊急時等における対応方法</li> <li>⑨ 非常災害対策</li> <li>⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>⑪ その他重要事項</li> </ul>		参酌すべき基準
4 5 勤務体制の確保等	<p>特定地域型保育事業者は、適切な特定地域型保育を提供できるよう、事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。</p> <p>特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>		参酌すべき基準
4 6 定員の遵守	特定地域型保育事業者は、やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員の定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。		参酌すべき基準
4 7 記録の整備	<p>特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。</p> <p>特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 特定地域型保育の提供に当たっての計画</li> <li>② 特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録</li> <li>③ 市町村への通知に係る記録</li> <li>④ 苦情の内容等の記録</li> <li>⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</li> </ul>		参酌すべき基準
特例地域型保育給付費に関する基準	4 8 特別利用地域型保育の基準	特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前の子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用地域型保育（1号認定子どもに対して提供される地域型保育）を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	従うべき基準

項目	条例案の概要	条例への委任の方法
	<p>特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る子どもと利用中の子どもの総数(法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前の子どもに該当する支給認定子どもに対し、特定利用地域型保育を提供する場合には、当該子どもの数を含む。)が、利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>特定地域型保育事業者が、特別利用地域型保育(1号認定子どもに対して提供される地域型保育)を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、項目35から項目47までの基準(項目37(2)及び項目38(2)を除く。)を適用する。</p>	従うべき基準
49 特定利用地域型保育の基準	<p>特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前の子どもに該当する支給認定子どもに対し、特定利用地域型保育(2号認定子どもに対して提供される地域型保育)を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>特定地域型保育事業者が特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る子どもと利用中の子どもの総数(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前の子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、当該子どもの数を含む。)が、利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>特定地域型保育事業者が、特定利用地域型保育(2号認定子どもに対して提供される地域型保育)を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、項目35から項目47までの基準を適用する。</p>	従うべき基準
その他	<p>50 特定保育所に関する特例</p> <p>特定保育所(都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所)については、当分の間、特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、市の同意を得て支給認定保護者から受け取ることができる。また、項目4及び項目5の基準は適用しない。</p> <p>特定保育所は、市から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。</p>	従うべき基準
	<p>51 施設型給付費等に関する経過措置</p> <p>特定教育・保育施設が、1号認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合においては、当分の間、項目11の基準を、子ども・子育て支援法附則第9条における経過措置の規定に基づき適用する。</p> <p>特定地域型保育事業者が、1号認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合においては、当分の間、項目41の基準を、子ども・子育て支援法附則第9条における経過措置の規定に基づき適用する。</p>	従うべき基準

項目		条例案の概要	条例への委任の方法
	5.2 利用定員に関する経過措置	小規模保育事業C型にあっては、平成27年4月1日（予定）から起算して5年を経過するまでの間の利用定員は、6人以上15人以下とする。	従うべき基準
	5.3 連携施設に関する経過措置	特定地域型保育事業者は、市が認める場合は、平成27年4月1日（予定）から5年を経過するまでの間、連携施設を確保しないことができる。	従うべき基準

#### 4 施行期日

平成27年4月1日予定

**(仮称) 青森市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例案骨子（案）**

### 1 趣旨

平成27年4月から実施予定の子ども・子育て支援新制度においては、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を図ることとされており、保護者が就労等により昼間家庭にいない子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、子どもたちを心身ともに健やかに育成するため実施してきた放課後児童健全育成事業もその一つとして位置づけられました。

放課後児童健全育成事業は、この新制度の実施に伴い、児童福祉法が改正されたことにより、放課後児童健全育成事業の対象児童の範囲が「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」へ拡大されることとなりました。

加えて、同法の改正により、市は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準について、厚生労働省令で定められた従うべき基準又は参酌すべき基準を勘案し、条例で定める必要があることから、その基準を定めるものです。

### 2 条例制定に関する市の考え方

従うべき基準については、省令どおりの基準とします。

参酌すべき基準については、省令と異なる基準を規定するほどの地域的な特殊性が認められないことから、省令どおりの基準とします。

ただし、既に運営されている施設であって、基準を満たすことが容易でないもの（設備関係等）については、現状のサービスの維持、質の向上等に配慮しつつ、必要に応じて基準の適用を猶予する経過措置を設けることを検討しています。

また、市との他条例との整合性を勘案し、暴力団排除の規定と苦情を受け付けた時の記録に関する基準について独自に設定します。

### 3 概要

項目		条例案の概要	条例への委任の方法
総論関係	最低基準	放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。	参酌すべき基準
		放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。	参酌すべき基準
	一般原則	放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童につき、家庭、地域等と連携し、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。	参酌すべき基準
		放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に配慮するとともに、人格を尊重しなければならない。	参酌すべき基準
		放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。	参酌すべき基準

項目	条例案の概要	条例への委任の方法	
放課後児童健全育成事業者と非常災害対策	放課後児童健全育成事業者は、運営の内容について自己評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。	参酌すべき基準	
	放課後児童健全育成事業所の構造設備（採光、換気等利用者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止）は、十分な考慮を払って設けられなければならない。	参酌すべき基準	
	放課後児童健全育成事業者は、消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に必要な設備の設置、非常災害に対する具体的な計画の策定、訓練の実施等に努めなければならない。	参酌すべき基準	
		参酌すべき基準	
	避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならぬ。	参酌すべき基準	
	放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、児童福祉事業の理論及び実際にについて訓練を受けた者でなければならない。	参酌すべき基準	
		独自基準	
	放課後児童健全育成事業者の職員は、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者であってはならない。		
職員の知識及び技能の向上等	放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。	参酌すべき基準	
	放課後児童健全育成事業者は、職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	参酌すべき基準	
設備関係	設備の基準	放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	参酌すべき基準
		専用区画の面積は、児童1人につき、おおむね1.65平方メートル以上でなければならない。	参酌すべき基準
		専用区画並びに設備及び備品等は、開所時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。（児童の支援に支障がない場合は、この限りでない。）	参酌すべき基準
		専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。	参酌すべき基準
職員関係	職員	放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員（有資格者）を置かなければならない。	従うべき基準
		放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とし、うち1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。）をもってこれに代えることができる。	従うべき基準

項目	条例案の概要	条例への委任の方法	
	<p>放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 保育士</li> <li>② 社会福祉士</li> <li>③ 高等学校を卒業した者等であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの</li> <li>④ 教員免許を有する者</li> <li>⑤ 大学・大学院で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</li> <li>⑥ 大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、大学院への入学が認められた者</li> <li>⑦ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</li> <li>⑧ 高等学校を卒業した者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの</li> </ul>	従うべき基準	
	支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数（児童の集団の規模）は、おおむね40人以下とする。	参酌すべき基準	
	放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。（利用者が20人未満であって、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。）	従うべき基準	
その他	<p>利用者を平等に取り扱う原則</p> <p>放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条等によって、差別的取扱いをしてはならない。</p>	参酌すべき基準	
	虐待等の禁止	放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	
	衛生管理等	<p>放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水についての衛生管理等に努めなければならない。</p> <p>放課後児童健全育成事業者は、その事業所において感染症又は食中毒の発生、まん延の防止に努めなければならない。</p> <p>放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備え、管理を適正に行わなければならない。</p>	参酌すべき基準

項目	条例案の概要	条例への委任の方法
運営規程	<p>放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業の目的及び運営の方針</li> <li>② 職員の職種、員数及び職務の内容</li> <li>③ 開所している日及び時間</li> <li>④ 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額</li> <li>⑤ 利用定員</li> <li>⑥ 通常の事業の実施地域</li> <li>⑦ 事業の利用に当たっての留意事項</li> <li>⑧ 緊急時等における対応方法</li> <li>⑨ 非常災害対策</li> <li>⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>⑪ その他事業の運営に関する重要事項</li> </ul>	参酌すべき基準
放課後児童健全育成事業者が備える帳簿	放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。	参酌すべき基準
秘密保持等	<p>放課後児童健全育成事業者の職員等は、その業務上知り得た利用者等の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者等の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p>	参酌すべき基準 参酌すべき基準
苦情への対応	<p>放課後児童健全育成事業者は、苦情に迅速かつ適切に対応するためには必要な措置を講じなければならない。</p> <p>放課後児童健全育成事業者は、苦情を受け付けた場合は、その内容等を記録しなければならない。</p> <p>放課後児童健全育成事業者は、市から指導又は助言を受けたときは、必要な改善を行うよう努めなければならない。</p> <p>放課後児童健全育成事業者は、運営適正化委員会が行う調査に協力するよう努めなければならない。</p>	参酌すべき基準 独自基準 参酌すべき基準 参酌すべき基準
開所時間及び日数	<p>開所時間について、小学校の授業の休業日については1日につき8時間以上、小学校の授業の休業日以外の日については1日につき3時間以上を原則として、児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに定めるものとする。</p> <p>開所日数について、1年につき250日以上を原則として、児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに定めるものとする。</p>	参酌すべき基準 参酌すべき基準

項目	条例案の概要		条例への委任の方法
	保護者との連絡	放課後児童健全育成事業者は、常に保護者と密接な連絡をとり、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	参酌すべき基準
	関係機関との連携	放課後児童健全育成事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等の関係機関と密接に連携して支援に当たらなければならない。	参酌すべき基準
	事故発生時の対応	放課後児童健全育成事業者は、事故が発生した場合には、市、保護者等への連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 放課後児童健全育成事業者は、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	参酌すべき基準
経過措置	職員の資格	放課後児童支援員の資格については、平成27年4月1日（予定）から平成32年3月31日までの間、「都道府県知事が行う研修を修了した者」に、平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含める。	従うべき基準
	その他	現状のサービスの維持、質の向上等に配慮し、必要に応じて基準の適用を猶予する経過措置を設ける。	独自基準

#### 4 施行期日

平成27年4月1日予定